

かなえる、のそばに。



第62期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

※ 受付開始は、午前9時を予定しております。

開催場所

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

当社本社3階大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬額設定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を
除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度に
係る報酬枠設定の件

※ 株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社オリエントコーポレーション

証券コード：8585



新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、株主の皆さまのご健康に
配慮し感染リスクを低減するため、以下のとおりご案内申し上げます。

- 株主総会当日のご来場を見合わせていただき、可能な限り、インターネット又は書面によって議決権を行使いただくことをご検討ください。
- 特に、体調のすぐれない方や基礎疾患がある方、ご高齢の方等におかれましては、会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ご来場される株主さまにおかれましては、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用、また当社入口において、サーモグラフィ等での検温にご協力いただき、発熱や体調不良と見受けられる方についてはご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- なお、会場内の座席数を大幅に減少しております。満席となりました場合は、大変恐縮ですがご入場いただけませんのであらかじめご了承ください。



株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第62期定時株主総会を2022年6月24日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第62期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長

飯盛徹夫

目次

第62期定時株主総会招集ご通知	5	第8号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件	44
株主総会参考書類	7	第9号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件	45
第1号議案	7			
第2号議案	8			
第3号議案	9			
第4号議案	21	(添付書類)		
第5号議案	31	事業報告		48
第6号議案	38	連結計算書類		64
第7号議案	43	計算書類		66
		監査報告		68
		議決権行使のご案内		73
		インターネットによるライブ配信のご案内		75

理念

ブランド スローガン

基本理念

わたしたちは信頼関係を大切にし、お客さまの豊かな人生の実現を通じて社会に貢献する企業をめざします。

経営方針

1. 常にお客さまの立場を考えたサービスを提供する。
2. 創造力豊かで挑戦する勇気のある人を育てる。
3. 人間性を尊重し風通しの良い魅力ある職場をつくる。

行動指針

1. 情報を大切にし迅速に行動しよう。
2. 親切、丁寧、誠実な対応を心がけよう。
3. 堅実な与信で健全な資産をつくらう。
4. 常に効率性を考えコスト意識を持とう。
5. 社会に貢献する良き市民となろう。

かなえる、のそばに。

あなたが何かをかなえようとするとき。

自信をもって一歩前へ踏み出せるように、オリコはそっと後押ししたい。
めざすのは、期待に応えることよりも期待を上回ること。

さまざまな金融サービスをもっと便利に。

そしてより確かな安全と安心を。

いまこの瞬間もオリコは、あなたの「かなえる」のそばで
挑戦を続けています。

新中期経営計画

概要

当社は2022年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営方針におきまして、「Innovation for Next Orico」を基本方針に掲げ、6つの基本戦略に基づくアプローチにより、強固な収益体質の再構築と新たなビジネスモデルの創出に向けて各種取組を進展させてまいりました。また、長年の経営課題であった1種優先株式につきましても、その償還を完了いたしました。

一方で、当社を取巻く環境におきましては、世界的な気候変動問題への危機感による脱炭素社会への移行、新型コロナウイルス感染症の拡大による非接触ニーズの飛躍的な高まりや、Web化・デジタル化の浸透など人々の価値観やライフスタイルは大きく変化しております。このような環境変化を捉え、**長期目線で社会価値と企業価値の両立をめざす「サステナビリティ」を経営の軸として**、10年後の目指す社会・目指す姿、その実現に向けた重要課題（マテリアリティ）からバックキャストイングの考え方のもと、2023年3月期を初年度とする中期経営計画を策定いたしました。

そのスローガンとして「Transformation Now!」**“お客さま起点で価値を創造する新時代の金融サービスグループへ”**を掲げ、従来型の信販モデルから発展的に脱却し、①デジタル②グリーン③オープンイノベーションを切り口として、お客さま起点で価値を創造し、社会に貢献し続ける、**新時代の金融サービスグループへの変革**（＝トランスフォーメーション）を通じて、企業価値の向上を実現してまいります。

事業を通じた社会価値と企業価値を両立する「サステナビリティ」を上位概念として経営の中核に据えた事業運営

3年後の到達点(2030年からバックキャスト)

- ✓ 従来型の信販モデルから発展的に脱却し、デジタル、グリーン、オープンイノベーションを切り口にお客さま起点で価値を創造し、社会への貢献と企業価値向上を実現

マテリアリティ(重要課題)

安全・安心で利便性の高い キャッシュレス社会実現への貢献	持続可能な 地域づくりへの貢献
金融ノウハウの活用を通じた 新たな顧客体験価値の創造	人材の多様性と育成及び 働き方改革
脱炭素・循環型社会実現への 貢献	ガバナンスの強化

DX
Digital Transformation
イノベティブな
先進テック企業へ

2022年
4月

新中期経営計画
Transformation Now!

CX
Customer Experience
新たな顧客体験
の提供

2025年
3月

お客さま起点で価値を創造する
新時代の金融サービスグループへ

EX
Employee Experience
新たな働き方
体験の進化

2030年

目指す社会

誰もが豊かな人生を
実現できる
持続可能な社会

目指す姿

- さまざまな社会課題に貢献し続けるイノベティブな先進企業
- ステークホルダーからこれまで以上に存在意義を認められる企業

重点戦略・経営目標

新中期経営計画におきましては、重点課題(マテリアリティ)として、成長を牽引するマテリアリティと基盤を構成するマテリアリティに整理し、マテリアリティから事業戦略、経営基盤を具体化し、財務規律をもった事業運営を実践することにより、お客さま起点で価値を創造する新時代の金融サービスグループをめざしてまいります。

こうした考えに基づき、基本戦略の具体化を着実に進めつつ、2022年5月に新中計経営計画の経営目標等を以下のとおり公表いたしました。

重点戦略

事業戦略

リスクリターン、コストリターンをベースとした事業ポートフォリオ運営の下、以下の戦略を遂行

1. 重点市場の深耕と新規事業の探索

- 決済保証事業／海外事業を重点領域と位置づけ深耕
- B2B等、次の柱となり得る新たな事業分野を開拓

2. マーケットイン型営業の確立

- 真に顧客ニーズを起点として、既存の領域に捉われない付加価値の高い商品・サービスやソリューションを提供

3. 異業種・先端企業との協働による新商品・サービス創出

- デジタルマーケティングとオープンイノベーションを梃子に、新たな商品・サービスを創出

4. プロセスイノベーションの深掘

- 先端技術も活用しつつ、顧客利便性と環境負荷軽減に資する業務プロセス改革

経営基盤

ガバナンス

新たな人財戦略

財務規律・資本政策

健全性と収益性の両立
I種優先株式償還後の新たな資本政策

2025年3月期 経営目標

経常利益

400億円以上

ROE

10%以上

営業収益一般経費率

60%未満

資本政策の基本方針

財務健全性、株主還元、資本効率の最適なバランスを実現

財務健全性

安定的かつ効率的な資金調達体制を構築

株主還元

配当性向30%を目標

資本効率

リスク・コスト／リターンに基づく
事業ポートフォリオ運営

株主各位

(証券コード 8585)
2022年6月6日

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

株式会社オリエントコーポレーション

代表取締役社長 飯盛 徹夫

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合やご高齢の方、基礎疾患のある方等におかれましては、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討ください。

また、ご来場されない株主さまもインターネットによる同時中継でご視聴いただけます。視聴方法等の詳細は75頁をご参照ください。

なお、書面又は電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。以下のいずれかの方法により株主総会直前の営業時間終了時である2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。



電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合

後記の「議決権行使のご案内」(73頁から74頁)をご参照のうえ、上記行使期限までに電磁的方法により議決権をご行使ください。

記

- 1. 日時** 2022年6月24日(金曜日)午前10時 (受付開始は、午前9時を予定しております。)
- 2. 場所** 東京都千代田区麹町5丁目2番地1
当社本社3階大会議室(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項**
- 報告事項**
- 第62期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第62期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- | | |
|--------------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第7号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第9号議案 | 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)等に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件 |
- 4. 招集にあたっての決定事項**
- 議決権行使書面と電磁的方法による方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしたします。
 - 電磁的方法により、複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
 - 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書面とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に限ることとさせていただきます。
 - 議決権の不統一行使をされる場合は、2022年6月20日までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社にご通知ください。
- 以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「財産及び損益の状況の推移」「主要な営業所」「従業員の状況」「主要な借入先」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、下記ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知添付書類及び下記ウェブサイト掲載書類の第62期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

ウェブサイト

<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社における株主還元にあたっての基本方針は、強固な経営基盤を築くことにより、適正な自己資本の水準を確保しつつ、安定的・継続的な配当を実施することとしております。

この方針に基づき、当社を取巻く環境や業績の動向等を勘案し、当期末の普通株式の配当金を以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1 配当財産の種類：金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額：
当社普通株式1株につき 金3円 総額 5,156,219,148円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日：2022年6月27日(月曜日)

(ご参考)

新中期経営計画

新たな資本政策の基本方針

財務健全性
安定的かつ効率的な
資金調達体制を構築

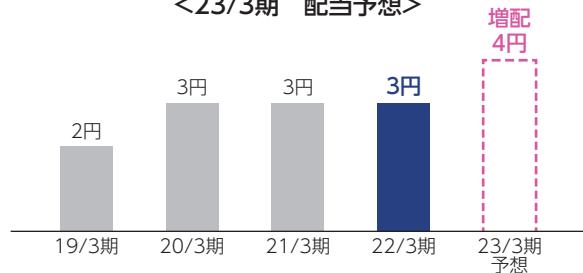
**3つの最適な
バランスを実現**

資本効率
リスク・コスト/リターン
に基づく事業PF運営

株主還元
配当性向30%目処

普通株式

<23/3期 配当予想>



第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

当社の株価は126円、投資単位は12,600円(2022年5月2日現在)であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である5万円以上、50万円未満の範囲を大幅に下回っておりますが、本株式併合によりこの状況の改善を図るものであります。

また、2023年3月期を初年度とする新中期経営計画におきましては、株主還元方針として、「安定的かつ継続的な株主還元を基本とし、連結配当性向30%を目処に配当を実施」することとしております。本株式併合を実施することにより、1株当たりの配当についてよりきめ細かな設定が可能となり、資本運営の柔軟性が高まるものと考えております。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について10株を1株に併合

(2) 株式併合の効力発生日

2022年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

182,500,000株

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、コーポレートガバナンスの充実に継続して取り組むうえで、これまで以上の急激な環境変化に対応するため、取締役会による戦略策定と監督機能の強化及び業務執行の機動性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するにあたり、定款の一部を変更するものであります。
 なお、監査等委員会設置会社移行に伴い、会社法第399条の13第6項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。併せて、取締役会から委任を受けた取締役が、株主名簿管理人及びその事務取扱場所並びに株式取扱規則を定めることができる旨、定款の一部を変更するものであります。
- (2) 当社I種優先株式につきまして、2021年11月15日に消却を完了していることから、I種優先株式に関する規定を定款から削除するものであります。
- (3) 当社の新規事業の展開、業務範囲の拡大に備えるため、事業目的を定款に一部追加、変更するものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行される予定であり、株主総会資料の電子提供制度導入に備える必要があることから、定款の一部追加、変更するものであります。
- (5) 経営体制の安定性の観点から、取締役社長が不測の事態で欠けた場合、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が株主総会及び取締役会を招集し、他の取締役が議長となることを明確にするため、定款を一部変更するものであります。
- (6) 第2号議案である「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合に伴い、併合割合を勘案し、普通株式に係る発行可能株式総数を変更する旨を附則に定めるものであります。なお、上記発行可能株式総数の変更は、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生に伴って実施されるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線_____は、変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的) 第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。 1～9. (条文省略) 10. 売掛債権、手形の買取及び総合管理業務 11. (条文省略)	(目 的) 第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。 1～9. (現行どおり) 10. 売掛債権、手形、 <u>電子記録債権</u> の買取及び総合管理業務 11. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>12. 売掛債権、手形の記帳事務代行業務</p> <p>13～21. (条文省略)</p> <p>22. 証券仲介業</p> <p>23～40. (条文省略)</p>	<p>12. 売掛債権、手形及び電子記録債権の記帳事務代行業務</p> <p>13～21. (現行どおり)</p> <p>22. 金融商品仲介業</p> <p>23～40. (現行どおり)</p>
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会 (削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は1,965,000,000株とし、このうち1,825,000,000株は普通株式、140,000,000株は1種優先株式とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,825,000,000株とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、1種優先株式の単元株式数は1,000株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び株主の権利の行使に関する手続きは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び株主の権利の行使に関する手続きは、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center">第2章の2 優先株式</p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p>(I種優先株式) 第12条の2 当会社の発行するI種優先株式の内容は、 次のとおりとする。</p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p>(I種優先配当金)</p> <p>1. 当社は平成22年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において第40条に定める剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録株式質権者(以下「I種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株当たり、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「I種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>② I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。 平成29年3月31日までに終了する事業年度： I種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00%</p>	

現行定款

変更案

平成30年3月31日に終了する事業年度：

I 種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) +
 $1.00\% \times 122 \div 365 + 2.75\% \times 243 \div 365$

平成30年4月1日以降に終了する事業年度：

I 種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) +
 2.75%

I 種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の(但し、本条第5項第2号に基づく取得価額の計算のために I 種優先配当金又は修正加算額を算出する場合は、その取得日の直前の)10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

・日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヵ月物)に代えて用いるものとする。

- ③ ある事業年度において I 種優先株主又は I 種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が I 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- ④ 当社は、優先配当開始事業年度初日以降、I種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、I種優先配当金(I種優先中間配当金を含む。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(I種優先中間配当金)

2. 当社は、優先配当開始事業年度初日以降、第41条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「I種優先中間配当金」という。)を支払う。但し、平成30年3月31日に終了する事業年度におけるI種優先中間配当金の額は、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR(6ヵ月物)の2分の1に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)とする。

(残余財産の分配)

3. 当社の残余財産を分配するときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき1,000円を支払う。
- ② I種優先株主又はI種登録株式質権者に対しては、前記のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

4. I種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

現 行 定 款

変 更 案

(強制取得(強制償還))

5. 当会社はいつでも、I種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社はかかるI種優先株式を取得するのと引換えに、本項第2号に定める額の金銭を交付するものとする。I種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。
- ② 前号に基づくI種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度におけるI種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(但し、取得日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の日である場合には以下に定める修正加算額とする。いずれも円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度においてI種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。
- 修正加算額 = I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円) × (a1 × b ÷ 365 + a2 × c ÷ 365)
- なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。
- a1 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00%)
- b = 平成29年4月1日から取得日までの日数(平成29年4月1日及び取得日を含む。但し、平成29年8月1日以降の日数を除く。)
- a2 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR(6ヵ月物) + 2.75%
- c = 平成29年8月1日から取得日までの日数(平成29年8月1日及び取得日を含む。但し、取得日が平成29年7月31日以前の場合には、零とする。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>6. <u>当会社は法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。</u></p> <p>② <u>当会社はI種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(種類株主総会)</p> <p>第19条の2 第13条(定時株主総会の招集)、第14条(招集地)、第15条(定時株主総会の基準日)、第16条(招集権者及び議長)、第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)、第18条(決議の方法)及び第19条(議決権の代理行使)の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は<u>20名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は株主総会で選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</u></p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員又は任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である者を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である者を除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役<u>の</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p> <p>第26条～第28条 (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)<u>は</u>、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第31条 当社の監査役は6名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第32条 監査役は株主総会で選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規則) 第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規則) 第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	附 則
(新 設)	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第62期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度において免除することができる。</p>
(新 設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
(新 設)	<p><u>(発行可能株式総数に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 変更案第6条(発行可能株式総数)は、令和4年10月1日付で、以下のとおり更に変更するものとする。なお、本附則は、かかる変更の時をもってこれを削除する。</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>182,500,000株とする。</u></p>

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(13名)は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案にて同じ。)8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	河野 雅明	取締役会長(兼)会長執行役員
2	飯盛 徹夫	代表取締役社長(兼)社長執行役員
3	横山 嘉徳	取締役(兼)常務執行役員 ビジネスプロモーション部門長 (兼)ビジネスプロモーション部門ビジネスプロモーション統括部長 (兼)BtoBソリューション部門長 (兼)BtoBソリューション部門BtoB決済保証推進部長
4	渡辺 一郎	顧問
5	水野 哲朗	専務執行役員 リスク管理グループ長
6	樋口 千春	取締役(兼)常務執行役員 オペレーショングループ長(兼)業務統括部担当
7	西野 和美	社外 独立 取締役
8	本庄 滋明	社外 独立 新任



候補者番号

1

このまさあき
河野 雅明

(1957年2月24日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 54,200株
(潜在株式数 129,358株)

取締役在任年数

6年

当期における取締役会
への出席状況

13/13回(100%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	現、株式会社みずほ銀行入行	2013年 4月	株式会社みずほ銀行取締役副頭取 (代表取締役)(兼)副頭取執行役員
2006年 3月	株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員	2013年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 副頭取執行役員
2008年 4月	同行常務執行役員	2013年 7月	株式会社みずほフィナンシャル グループ副社長執行役員
2011年 4月	株式会社みずほフィナンシャル グループ常務執行役員	2016年 4月	当社顧問
2011年 6月	同社常務取締役(兼)常務執行役員	2016年 6月	当社代表取締役社長(兼)社長執行役員
2012年 4月	株式会社みずほ銀行常務執行役員	2020年 4月	当社代表取締役会長(兼)会長執行役員
2012年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員	2020年 6月	株式会社神戸製鋼所社外取締役 (監査等委員)(現任)
2012年 4月	みずほ信託銀行株式会社常務執行役員	2020年 6月	当社取締役会長(兼)会長執行役員 (現任)
2013年 4月	株式会社みずほフィナンシャル グループ取締役		

(重要な兼職の状況)

株式会社神戸製鋼所社外取締役(監査等委員)

○ 取締役候補者とした理由

河野雅明氏は、2016年に当社の代表取締役社長兼社長執行役員に就任後、その役位を4年間務め、現在は取締役会長兼会長執行役員として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行っております。

当社経営トップとしての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2 飯盛 徹夫

(1960年9月12日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 **33,200株**
(潜在株式数 48,772株)

取締役在任年数

2年

当期における取締役会
への出席状況

13/13回(100%)

○略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 現、株式会社みずほ銀行入行	2013年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員
2009年 4月 株式会社みずほフィナンシャル グループ経営企画部長	2014年 4月 株式会社みずほ銀行営業店業務部門長 (兼)証券・信託連携推進部担当役員
2011年 4月 同社執行役員	2016年 4月 同行リテール・事業法人部門 共同部門長
2011年 6月 株式会社みずほ銀行執行役員	2016年 4月 株式会社みずほフィナンシャル グループリテール・事業法人 カンパニー特定業務担当役員
2011年 6月 同行経営企画部長	2017年 4月 みずほ信託銀行株式会社取締役社長 (代表取締役)
2012年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員	2020年 4月 当社社長執行役員
2012年 4月 同行経営企画部長	2020年 6月 当社代表取締役社長(兼)社長執行役員 (現任)
2013年 4月 株式会社みずほフィナンシャル グループ常務執行役員	
2013年 4月 同社リテールバンキングユニット長	
2013年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員	

○取締役候補者とした理由

飯盛徹夫氏は、2020年に当社の代表取締役社長兼社長執行役員に就任し、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに業務執行全般を指揮しております。

当社経営トップとしての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

よこやま よしのり
横山 嘉徳

(1964年12月14日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 30,900株
(潜在株式数 48,588株)

取締役在任年数

2年

当期における取締役会
への出席状況

13/13回(100%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社	2020年 6月	当社ビジネスプロモーショングループ 担当
2016年 6月	当社執行役員		(兼)ビジネスプロモーショングループ ビジネスプロモーション統括部長
2018年 6月	当社経営企画グループ副担当	2022年 4月	当社ビジネスプロモーション部門長 (兼)ビジネスプロモーション部門 ビジネスプロモーション統括部長
2019年 4月	当社常務執行役員		(兼) BtoBソリューション部門長 (兼) BtoBソリューション部門 BtoB決済保証推進部長(現任)
2019年 4月	当社ビジネスプロモーショングループ 副担当		
2020年 6月	当社取締役(兼)常務執行役員(現任)		

○ 取締役候補者とした理由

横山嘉徳氏は、当社入社以来、営業部門において支店マネジメント等の業務に長く携わり、現在は取締役兼常務執行役員として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、個品割賦事業及び決済・保証事業を統括しております。

当社業務執行責任者としての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

わたなべ いちろう
渡辺 一郎

(1959年11月23日生)

新任

所有する当社の株式の数

普通株式

0株

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| 1983年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 | 2017年 4月 同社審議役C I O補佐 I T企画部長 |
| 2003年 4月 同社メディア事業部門企画開発室長 | 2019年 4月 コネクシオ株式会社執行役員法人サポート部門長 |
| 2007年 4月 同社モバイル&ワイヤレス部長 | 2020年 4月 同社執行役員法人スマートサービス部門長 |
| 2008年 4月 同社宇宙・情報・マルチメディア経営企画部長 | 2021年 6月 同社常務執行役員法人スマートサービス部門長 |
| 2009年 4月 同社情報通信・航空電子経営企画部長 | 2022年 5月 当社顧問(現任) |
| 2010年 4月 台湾伊藤忠股份有限公司董事長(兼)総経理(台北) | |
| 2013年 1月 伊藤忠商事株式会社C I O補佐 I T企画部長 | |

○ 取締役候補者とした理由

渡辺一郎氏は、当社の大株主であるとともに事業戦略上の重要なパートナーである伊藤忠商事株式会社において、情報、通信に関する事業セクションの要職を歴任されてこられました。

大手総合商社等における豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向け、当社の取締役の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

5 水野 哲朗

(1960年1月24日生)

新任

所有する当社の株式の数

普通株式 134,900株

(潜在株式数 95,787株)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	現、株式会社みずほ銀行入行	2011年 6月	当社経営企画グループ担当
2008年 7月	株式会社みずほコーポレート銀行 営業第十四部付審議役	2016年 6月	当社経営企画グループ担当(兼) 経理 グループ担当
2009年 4月	当社事業本部顧客営業推進グループ 副担当	2017年 4月	当社財務グループ担当
2010年 1月	当社執行役員	2019年 6月	当社財務グループ担当(兼) リスク管理 グループ担当
2010年 6月	当社事業本部顧客営業推進グループ担当	2020年 6月	当社専務執行役員(現任)
2011年 6月	当社常務執行役員	2020年 6月	当社リスク管理グループ担当
		2022年 4月	当社リスク管理グループ長(現任)

○ 取締役候補者とした理由

水野哲朗氏は、2010年に当社執行役員に就任し、経営企画部門、経理部門、財務部門の担当役員を経て、現在は専務執行役員としてリスク管理部門を統括しております。

当社業務執行責任者としての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向け、当社の取締役の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

6 ^ひ ^ぐ ^ち ^ち ^は ^る
樋口 千春

(1962年2月22日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 12,400株
(潜在株式数 51,401株)

取締役在任年数

5年

当期における取締役会
への出席状況

13/13回(100%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | |
|--|---|
| 1984年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 | 2018年 4月 当社市場開発グループ副担当 |
| 2006年 4月 同社金融事業推進部長 | 2019年 4月 当社ビジネスプロモーショングループ副担当 |
| 2007年 7月 当社市場開発グループ
アライアンス推進第二部長
(兼) 経営企画グループ伊藤忠連携部長 | 2020年 6月 当社取締役(兼) 常務執行役員(現任) |
| 2010年 4月 伊藤忠商事株式会社金融事業推進部長
(兼) オリコ関連事業統括部長 | 2020年 6月 当社業務統括グループ担当
(兼) 業務統括グループ業務統括部長 |
| 2017年 6月 当社顧問 | 2020年10月 当社業務統括グループ担当 |
| 2017年 6月 当社取締役(兼) 執行役員 | 2022年 4月 当社オペレーショングループ長
(兼) 業務統括部担当(現任) |
| 2017年 6月 当社市場開発グループ副担当
(兼) 経営企画グループ海外事業部担当 | |

○ 取締役候補者とした理由

樋口千春氏は、2017年に当社取締役兼執行役員に就任し、市場開発部門、業務統括部門の担当役員を経て、現在は取締役兼常務執行役員として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、事務部門を統括しております。

当社業務執行責任者としての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

にしのかずみ
7 西野和美

(1968年6月9日生)

社外 独立

所有する当社の株式の数

普通株式 10,900株

取締役在任年数

3年

当期における取締役会
への出席状況

12/13回(92%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月	富士写真フイルム株式会社入社	2018年 4月	同大学大学院経営管理研究科 准教授 (兼)同大学保健センター センター長 (兼)同大学学生支援センター キャリア支援室 室長
2001年 4月	一橋大学大学院商学研究科 助手(特別研究生)	2019年 4月	同大学大学院経営管理研究科 准教授 (兼)同大学役員補佐(学生担当)
2002年 4月	東京理科大学経営学部経営学科 専任講師	2019年 6月	当社取締役(現任)
2004年 4月	同大学経営学部経営学科 専任講師 (兼)同大学大学院総合科学技術経営 研究科 総合科学技術経営専攻 専任講師	2019年 6月	古河機械金属株式会社社外取締役 (現任)
2006年 4月	同大学大学院総合科学技術経営研究科 総合科学技術経営専攻 (現、経営学研究科技術経営専攻)准教授	2019年12月	株式会社ミルテル社外取締役
2017年 4月	一橋大学大学院商学研究科 准教授	2020年 9月	一橋大学大学院経営管理研究科 准教授
		2022年 4月	同大学大学院経営管理研究科 教授 (現任)

(重要な兼職の状況)

一橋大学大学院教授
古河機械金属株式会社社外取締役

○ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西野和美氏は、一橋大学大学院教授として経営戦略論、技術経営論を中心とした経営学の教育、研究に従事されております。特に新事業創出やイノベーションなどの分野に関し、豊富な事例分析に基づく数多くの調査研究を重ねてこられました。

実践的な研究に基づく企業経営に関する高い見識を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

○ 独立性に関する事項

西野和美氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。



所有する当社の株式の数
普通株式 0株

候補者番号

8

ほんじょう しげあき
本庄 滋明

(1955年2月13日生)

新任

社外

独立

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	富士通株式会社入社	2006年6月	同社常務理事(兼)産業・流通ソリューションビジネスグループ副グループ長(兼)ソリューション担当(兼)産業・流通ソリューション本部長
1999年10月	同社システム本部インターネットソリューション推進室担当部長	2008年6月	同社顧問
2000年4月	同社システム本部コンサルティング事業部コンサルティング部長	2008年6月	株式会社富士通ビジネスシステム常務取締役
2003年4月	同社コンサルティング事業本部プロジェクト統括部長(産業担当)(兼)ソフトウェア事業本部プロジェクトA-XMLプロジェクト員	2009年6月	株式会社富士通総研常務取締役
2004年6月	同社コンサルティング事業本部副本部長	2010年6月	同社取締役(兼)執行役員専務
2005年6月	同社産業・流通ソリューション本部長	2012年6月	同社代表取締役社長
		2018年4月	同社常任顧問
		2019年3月	同社常任顧問退任

○ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

本庄滋明氏は、富士通株式会社において、システム開発に関するコンサルティング事業に従事され、その後グループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。

大手システム開発ベンダーの業務執行責任者としての豊富な経験に基づく経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

○ 独立性に関する事項

本庄滋明氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏が選任された場合、当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 潜在株式数は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」で付与された株式給付ポイント及び過去の株式報酬型ストックオプションで付与された新株予約権に相当する今後交付予定の株式数をご参考としてお示ししているものであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、西野和美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が取締役役に選任され就任した場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、本庄滋明氏が取締役役に選任され就任した場合、当社は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因し保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害等を補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が故意に違法な行為を行った場合や私的な利益などを違法に受けた場合等は補填の対象としないこととしております。
- 各候補者が取締役役に選任され就任した場合には、当該各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。
- なお、保険期間は1年間で当該期間満了前に取締役会決議のうえ、これを更新する予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	ふか ざわ ゆう じ 深 澤 雄 二	常勤監査役
2	なが お ひろし 長 尾 浩 新任	執行役員 財務・経理グループ財務企画部長
3	おお ご なお き 大 庫 直 樹 社外 独立	取締役
4	さくら い ゆう き 櫻 井 祐 記 社外 独立	監査役
5	まつ い がん 松 井 巖 社外 独立	監査役



候補者番号

1

ふかさわ ゆうじ
深澤 雄二

(1957年7月23日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 67,900株

監査役在任年数

3年

当期における取締役会
への出席状況

13/13回(100%)

当期における監査役会
への出席状況

17/17回(100%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 現、株式会社みずほ銀行入行	2010年 6月 当社コンプライアンスグループ担当 (兼)総務グループ担当
2005年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 広島営業部長	2014年 5月 当社信用管理グループ担当
2007年 4月 同行執行役員コーポレートバンキング ユニット統括役員付審議役	2016年 6月 当社信用管理グループ担当 (兼)総務グループ担当
2007年 4月 当社顧問	2017年 4月 当社リスク管理グループ担当
2007年 6月 当社常務執行役員	2019年 6月 当社常勤監査役(現任)
2007年 6月 当社営業本部顧客営業推進 グループ担当	

○ 監査等委員である取締役候補者とした理由

深澤雄二氏は、2007年に当社常務執行役員に就任し、これまでカード・融資事業、コンプライアンス、加盟店管理、リスク管理などさまざまな部門を統括してこられました。また、2019年からは当社監査役として、その役割及び責務を適切に果たしてこられました。

メガバンク及び当社における多様な知見と豊富な経験を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

ながおひろし
2 長尾 浩

(1967年9月20日生)

新任

所有する当社の株式の数

普通株式 **4,300株**
(潜在株式数 27,234株)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4 月 当社入社	2015年10月 当社経理グループ経理部長
2013年10月 当社経営企画グループ経営企画部 財務企画室長 (兼) 経営企画グループ経営企画部 副部長	2019年 4 月 当社企画グループ経理部長 2019年 6 月 当社執行役員(現任)
2015年 4 月 当社経理グループ経理部部長	2020年 8 月 当社財務・経理グループ財務企画部長 (現任)

○ 監査等委員である取締役候補者とした理由

長尾浩氏は、当社入社以来、財務、財務企画、経理などの業務に従事しております。
当社における多様な知識、経験や豊富な知見を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

3 おおご なおき 大庫 直樹

(1962年4月27日生)

社外 独立

所有する当社の株式の数

普通株式 26,800株

取締役在任年数

8年

当期における取締役会
への出席状況

13/13回(100%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社	2016年4月	広島県特別参与(非常勤)(現任)
1999年7月	同社パートナー	2017年6月	株式会社T&Dホールディングス 社外取締役(現任)
2005年7月	GEコンシューマー・ファイナンス 株式会社 (現、新生フィナンシャル株式会社) 執行役員	2017年11月	ルートエフ・データム株式会社 代表取締役(現任)
2008年8月	ルートエフ株式会社代表取締役(現任)	(重要な兼職の状況)	ルートエフ株式会社代表取締役 ルートエフ・データム株式会社代表取締役 株式会社T&Dホールディングス社外取締役
2013年4月	同志社大学非常勤講師(現任)		
2014年6月	当社取締役(現任)		

○ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大庫直樹氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーにパートナーとしての6年間を含め20年間勤務され、その後外資系金融会社の執行役員を経てルートエフ株式会社を設立し、現在は同社の代表取締役を務められております。

また、2014年から当社取締役として、その役割及び責務を適切に果たしてこられました。

コンサルタントとしての長年の経験に基づく優れた経営判断能力と金融及びマーケティング分野に関する豊富な知見を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

○ 独立性に関する事項

大庫直樹氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。



候補者番号

4

さくら い ゆう き
櫻井 祐記

(1952年9月11日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式 0株

監査役在任年数

6年

当期における取締役会
への出席状況

11/13回(84%)

当期における監査役会
への出席状況

15/17回(88%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 富国生命保険相互会社入社	2014年 6月 フコクしんらい生命保険株式会社 社外取締役(現任)
2003年 4月 同社財務企画部長	2014年 7月 富国生命保険相互会社 取締役 常務執行役員
2007年 7月 同社取締役	2016年 6月 当社監査役(現任)
2009年 4月 同社取締役 執行役員	2019年 4月 富国生命保険相互会社 取締役 専務執行役員
2009年 6月 富国生命投資顧問株式会社 代表取締役社長	2022年 4月 同社取締役 副社長執行役員(現任)
2014年 4月 富国生命保険相互会社常務執行役員	

(重要な兼職の状況)

富国生命保険相互会社取締役 副社長執行役員
フコクしんらい生命保険株式会社社外取締役

○ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

櫻井祐記氏は、富国生命保険相互会社において財務企画部門の業務執行責任者及び取締役を務め、更にグループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。

また、2016年から当社監査役として、その役割及び責務を適切に果たしてこられました。

大手生命保険会社における多様な知見と豊富な企業経営経験を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

○ 独立性に関する事項

櫻井祐記氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏が選任された場合、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。



候補者番号

5

まつい がん
松井 巖

(1953年12月13日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式 32,900株

監査役在任年数

5年

当期における取締役会
への出席状況

13/13回(100%)

当期における監査役会
への出席状況

17/17回(100%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 検事任官	2016年11月 八重洲総合法律事務所(現任)
2003年 7月 横浜地方検察庁刑事部長	2017年 6月 当社監査役(現任)
2005年 1月 東京地方検察庁特別公判部長	2018年 6月 長瀬産業株式会社社外監査役(現任)
2006年 4月 東京地方検察庁刑事部長	2018年 6月 東鉄工業株式会社社外監査役(現任)
2007年10月 大津地方検察庁検事正	2018年 6月 グロープライド株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)
2009年 7月 名古屋高等検察庁次席検事	2020年 3月 株式会社電通グループ 社外取締役
2010年10月 大阪高等検察庁次席検事	2022年 3月 株式会社電通グループ 社外取締役(監査等委員)(現任)
2012年 6月 最高検察庁刑事部長	
2014年 1月 横浜地方検察庁検事正	(重要な兼職の状況)
2015年 1月 福岡高等検察庁検事長	八重洲総合法律事務所所属弁護士
2016年11月 日本弁護士連合会弁護士登録 (東京弁護士会所属)	長瀬産業株式会社社外監査役
	東鉄工業株式会社社外監査役
	グロープライド株式会社社外取締役(監査等委員)
	株式会社電通グループ社外取締役(監査等委員)

○ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松井巖氏は、検察官として高等検察庁検事長など検察の枢要部門を歴任され、検事退官後は弁護士として活躍されております。また、2017年から当社監査役として、その役割及び責務を適切に果たしてこられました。

法曹界における豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

○ 独立性に関する事項

松井巖氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 潜在株式数は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」で付与された株式給付ポイント及び過去の株式報酬型ストックオプションで付与された新株予約権に相当する今後交付予定の株式数をご参考としてお示ししているものであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、大庫直樹氏、櫻井祐記氏及び松井巖氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役を選任され就任した場合、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因し保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害等を補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が故意に違法な行為を行った場合や私的な利益などを違法に受けた場合等は補填の対象としないこととしております。
- 各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合には、当該各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。
- なお、保険期間は1年間で当該期間満了前に取締役会決議のうえ、これを更新する予定であります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式の数
普通株式 0株

ほんじょう しげあき
本庄 滋明

(1955年2月13日生)

社外 独立

○略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	富士通株式会社入社	2006年6月	同社常務理事(兼)産業・流通ソリューションビジネスグループ副グループ長(兼)ソリューション担当
1999年10月	同社システム本部インターネットソリューション推進室担当部長	(兼)産業・流通ソリューション本部長	
2000年4月	同社システム本部コンサルティング事業部コンサルティング部長	2008年6月	同社顧問
2003年4月	同社コンサルティング事業本部プロジェクト統括部長(産業担当)(兼)ソフトウェア事業本部プロジェクトA-XMLプロジェクト員	2008年6月	株式会社富士通ビジネスシステム常務取締役
2004年6月	同社コンサルティング事業本部副本部長	2009年6月	株式会社富士通総研常務取締役
2005年6月	同社産業・流通ソリューション本部長	2010年6月	同社取締役(兼)執行役員専務
		2012年6月	同社代表取締役社長
		2018年4月	同社常任顧問
		2019年3月	同社常任顧問退任

○補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

本庄滋明氏は、富士通株式会社において、システム開発に関するコンサルティング事業に従事され、その後グループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。

大手システム開発ベンダーの業務執行責任者としての豊富な経験に基づく経営判断能力を有していることから、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、新たに補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

○独立性に関する事項

本庄滋明氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏が選任され就任した場合、当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本庄滋明氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
なお、本庄滋明氏は、第4号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
3. 当社は、本庄滋明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結又は継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因し保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害等を補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が故意に違法な行為を行った場合や私的な利益などを違法に受けた場合等は補填の対象としないこととしております。
- 候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。
- なお、保険期間は1年間で当該期間満了前に取締役会決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考)

- ・取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針
 1. 当社の取締役会は、社外取締役も含め、多様な知識や経験をもつ取締役で構成し、かつ、こうした多様性と適正規模の両立を図ることを基本的な方針とする。
 2. 取締役候補者の指名にあたっては、社内取締役については、当社の業務に関する高度な専門知識を有し、かつ経営判断能力及び経営執行能力に優れていることを要件とし、社外取締役については、豊富な企業経営経験を有する、又はリテール金融、経済、経営、法律、会計等の専門知識を有する、又はその他企業経営を取り巻く事象に深い知見を有すること等を要件とする。これらの方針並びに要件を踏まえ、社長が取締役会に提案し、取締役会の審議により候補者を決定する。
 3. 監査役候補者の指名にあたっては、取締役の業務執行の準拠性、適法性、会計監査の相当性を判断するうえで必要とされる知識、経験、見識等を備えた人材であることを要件とし、監査役会の同意を得たうえで社長が取締役会に提案し、取締役会の審議により候補者を決定する。
 4. なお、取締役候補者及び監査役候補者の決定にあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえるものとする。

(注)上記方針は第3号議案が承認可決され、監査等委員会設置会社へ移行した後に変更を予定しております。

・社外取締役の独立性に関する判断基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断する際には、次のいずれにも該当しないことを要件とする。

1. 現在及び最近10年間のいずれかの時期において、当社又は当社の親会社、兄弟会社、子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人(以下、「業務執行者」という)及び親会社の業務執行者でない取締役
2. 当社又は当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の取引先のうち、直近3事業年度のいずれかにおける年間取引額が当社の連結売上高(※)又は当該取引先の連結売上高の2%を超える企業等の現在及び最近3年間の業務執行者
(※)連結売上高：当社の場合、連結営業収益
3. 当社グループが借入れを行っている金融機関のうち、その借入金残高が直近の事業年度末において当社の連結総資産若しくは連結調達残高の2%又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
4. 直近の当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主(当該株主が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者又は業務を執行する社員若しくは理事その他これらに準じる者をいう)
5. 当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家において、当該財産を得ている者が個人の場合には、直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合には、当該団体の直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上又は当該団体の連結総売上高の2%以上のいずれか高い金額を得ている者
6. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者をいう)
7. その他、当社の一般株主との間で、上記各号にて考慮されている事由以外の理由で恒常的に実質的な利益相反の生じるおそれがあると当社が判断した者
8. 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる者(使用人のうち、重要ではない者を除く)の近親者(配偶者又は二親等以内の親族)
 - (1)上記1. から7. までの掲げる者
 - (2)当社グループの業務執行者及び業務執行者でない取締役

(ご参考)

コーポレート・ガバナンス

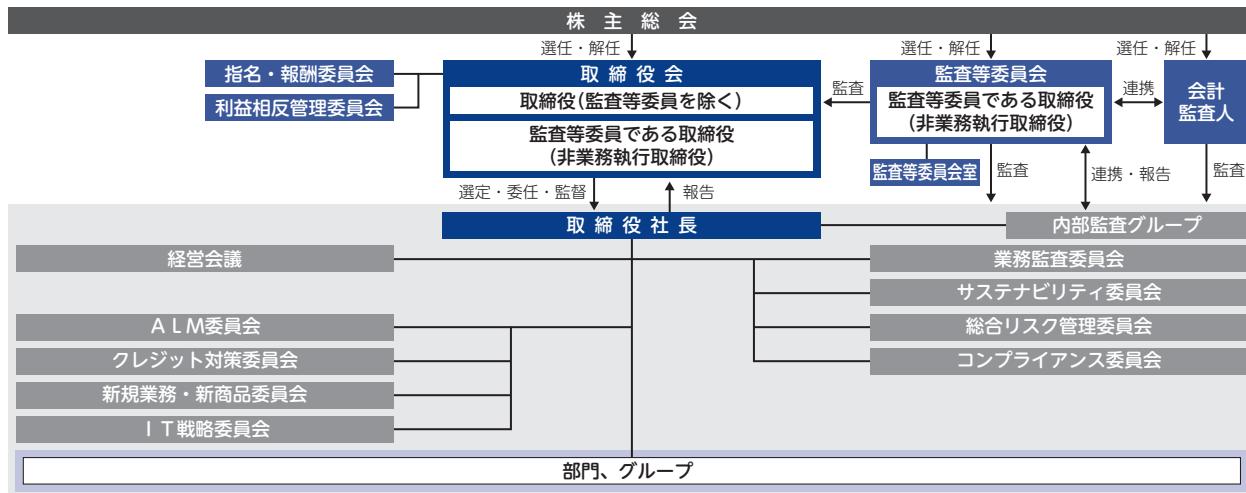
【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、当社の基本理念等に基づき、目指すべき姿として「真に社会から存在意義を認められ、分割・決済ニーズのあるお客さまに最高の金融サービス・商品を提供することにより、お客さまの豊かな生活と夢の実現に貢献」を掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。このためには、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果断な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本方針】

1. 当社は株主の権利を尊重し株主が適切に権利の行使ができる環境の整備と株主の平等性を確保するための適切な対応を行う。
2. 当社は社会的責任の重要性を認識し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に向けた取組を行う。
3. 当社は財務情報や非財務情報について法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。
4. 当社の取締役会は株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた役割・責務を適切に果たす。
5. 当社は経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、IR活動の充実に図り、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることを目指す。

第3号議案が承認可決され、監査等委員会設置会社へ移行した後の経営上の意思決定、執行及び監督に係る業務執行組織の概要は以下のとおりであります。



(ご参考)

第4号及び第5号議案で承認可決された後の取締役の構成

			基盤						戦略	
			a. 企業経営	b. サステナビリティ	c. 事業知見	d. 財務・会計	e. ガバナンス・リスク管理・法務・コンプライアンス	f. 研究開発・学識	g. デジタル・セキュリティ	h. 国際ビジネス
取締役	社内	1	河野 雅明	◎	◎	◎	◎	◎		
		2	飯盛 徹夫	◎	◎	◎	◎	◎		
		3	横山 嘉徳		○	◎				◎
		4	渡辺 一郎		○				◎	◎
		5	水野 哲朗		○	◎	◎	◎		
		6	樋口 千春		○	◎				◎
	社外	7	西野 和美		○				◎	
		8	本庄 滋明		○				◎	◎
取締役(監査等委員)	社内	9	深澤 雄二		○	◎	◎	◎		
		10	長尾 浩		○	◎	◎			
	社外	11	大庫 直樹		○	◎			◎	
		12	櫻井 祐記	◎	○		◎	◎		◎
		13	松井 巖		○			◎	◎	

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社取締役の報酬額につきましては、2019年6月25日開催の第59期定時株主総会において、その総額を年額480百万円以内(うち社外取締役60百万円以内)としてご承認いただいております。

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬額に関する定めを代えて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額450百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)と定めること、並びに各取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。

また、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、監査等委員会設置会社への移行を前提に、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(本招集ご通知60頁)について、当該方針の対象が監査等委員である取締役を除く取締役となるよう変更することを予定しております。本議案は、上記のとおり監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、当該変更後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であると考えております。なお、本議案の内容は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経ております。

第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名(うち社外取締役2名)となります。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額について、その職務と責任及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額120百万円以内と定めること、並びに監査等委員である各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第3号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

第9号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)等に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)の導入についてご承認いただき(以下「原決議」という。)、今日に至りますが、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役(社外取締役を除く。)に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「取締役」という。)に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

また、今般、取締役及び執行役員(以下、取締役及び取締役を兼務しない執行役員を総称して「取締役等」という。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を高めることにより、下記目的をより一層実現するべく、報酬枠の設定にあたり増枠についてもご承認をお願いするものであります。本議案は、原決議同様、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

また、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、監査等委員会設置会社への移行を前提に、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(本招集ご通知60頁)について、当該方針の対象が監査等委員である取締役を除く取締役となるよう変更し、また、金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針に関して、固定報酬と業績連動報酬の割合を役割期待に応じて7：3～6：4、業績連動報酬のうち現金報酬及び株式報酬の割合を1：1～2：1を目安とするよう変更することを予定しております。

本議案は上記の目的によるものであり、当該変更後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であると考えております。なお、本議案の内容は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経ております。

本議案は、第7号議案としてご承認をお願いしております、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は8名ですが、第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役及び執行役員

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役は、本制度の対象外といたします。

(3) 信託期間

2017年9月15日から本信託が終了するまでといたします。なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。

(4) 信託金額(報酬等の額)

原決議に基づき、当社は、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度(以下「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、当初対象期間において270百万円の金銭を、2021年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの対象期間において172百万円の金銭をそれぞれ拠出し、本信託を設定しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託として存続させることとします。

本制度が終了するまでの間、今後の各対象期間(2021年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの対象期間を含む。)において、当社は、原則として対象期間ごとに、860百万円(うち、取締役分として310百万円)を上限として本信託に追加拠出することといたします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格)と追加拠出される金銭の合計額は、860百万円(うち、取締役分として310百万円)を上限といたします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づきあらかじめ定めた役位毎の株式報酬基準額に、業績達成度等を勘案して決定する支給率(0%~150%の範囲)を乗じて算出される

株式報酬金額に相当するポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2,350千ポイント(うち、取締役分として850千ポイント)を上限といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(但し、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て、又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う。)

なお、第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されますと、2022年10月1日を効力発生日として、当社株式10株につき1株の比率をもって株式併合が行われますので、当該調整により、同日以後は、上記取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、235千ポイント(うち、取締役分として85千ポイント)が上限となり、また、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下「確定ポイント数」という。)

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。但し、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、当社関係諸規程等に対する重大な違反があった場合、在任期間中に一定の非違行為があった場合等には、取締役会の決定により、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることができるものとします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社及び当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又はその時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の業績

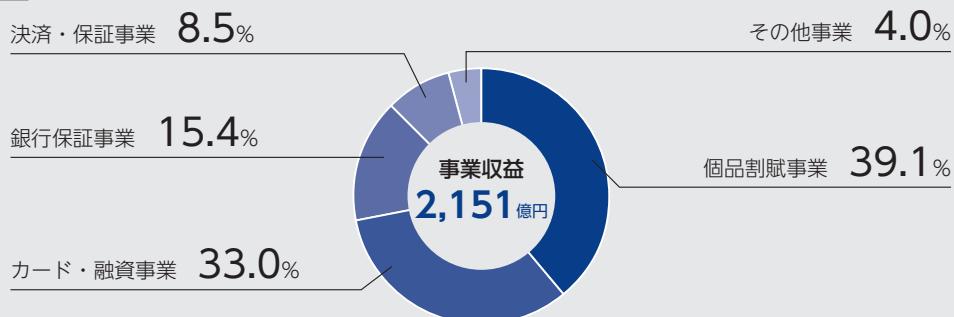
営業収益 **2,298** 億円
前期比 0.0%増加 →

営業利益 **289** 億円
前期比 28.6%増加 ↗

経常利益 **289** 億円
前期比 28.6%増加 ↗

親会社株主に帰属
する当期純利益 **194** 億円
前期比 1.1%減少 ↘

事業収益構成比



当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により引き続き厳しい状況が続いておりましたが、ワクチン接種拡大等により、新規感染者数が減少したことに伴い、緊急事態宣言が解除され、消費活動の回復による緩やかな持ち直しがみられました。しかしながら、2022年に入り、オミクロン株の出現、感染拡大による複数の地域でのまん延防止等重点措置の適用等により、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社におきましては中期経営方針最終年度として、「Innovation for Next Orico～新時代のオリコ」に向けた大いなる前進～」を基本方針に掲げ、強固な収益体質の再構築と新たなビジネスモデルの創出に向け、6つの基本戦略(デジタルイノベーションの実践、プロセスイノベーションの実践、アジアへの事業展開の拡大、オリコグループのシナジー拡大、コンサルティング営業の強化、サステナビリティ取組強化)への取組を着実に進め、持続可能な社会の実現と更なる企業価値の向上をめざしてまいりました。

その結果、当期の業績につきましては、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、2,298億円と前年並みとなりました。

事業別では、カード・融資事業、銀行保証事業につきましては減収となりましたが、決済・保証事業につきましてはコロナ禍におきましても増収基調を維持しております。

なお、詳細につきましては「各事業の状況」に記載しております。

営業費用につきましては、2,008億円(前期比64億円減少)となりました。

一般経費は、一過性要因での減少に加え、カード利用明細書のWeb化対象の拡大やITコストの最適化等、プロセスイノベーションによるコスト抑制が奏功し、前期比79億円減少の1,395億円となりました。

また、貸倒関係費は、過払金返還額の増加に伴い利息返還損失引当金繰入額が増加したものの、延滞発生額が年間を通じて低位で推移したこと等により貸倒引当金繰入額が減少し、前期比4億円減少の490億円となりました。

以上の結果、経常利益は289億円(前期比64億円増加)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては194億円(前期比2億円減少)となりました。

また、2021年度(当期)期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用し、「信用保証に関する会計方針」[売上割戻の計上区分]の変更を行っております。これらを遡及適用した後の数値で前期との比較を行っております。

なお、当期における普通株式の期末配当金につきましては、期初配当予想のとおり1株当たり3円とさせていただきます。予定としております。

また、2021年11月15日付で株式会社みずほ銀行より第一回I種優先株式の全部取得を行い、その消却を実施いたしております。

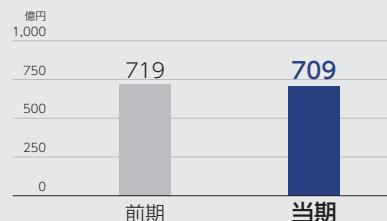
次に各事業の状況をご報告申し上げます。

カード・ 融資事業

■ 事業収益構成比



■ 事業収益



カード・融資事業につきまして、カードショッピングの当期における取扱高は、生活関連消費の取込みや新商品の拡大等により、前期を上回りました。融資につきましては、前期の個人消費の落ち込みによる資金需要低下の影響により、融資残高が前期末から減少したものの、新規取扱高は前期比増加しており、底打ちがみられております。

これらの結果、カードショッピングの事業収益は518億円(前期比3.4%増加)、融資の事業収益は190億円(前期比12.5%減少)となり、カード・融資事業全体の事業収益といたしましては、709億円(前期比1.4%減少)となりました。

決済・ 保証事業

■ 事業収益構成比



■ 事業収益



決済・保証事業につきましては、家賃決済保証は、単身世帯数の増加や民法改正によるニーズの高まりというマーケットの拡大に加え、提携先への営業強化やシェア拡大により取扱高が前期比増加しております。

また、売掛金決済保証につきましても、大手企業における導入拡大や、給油関連を中心とした好調な業績推移を背景に取扱高が前期比増加しております。

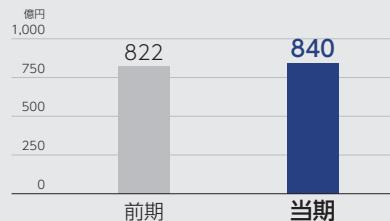
これらの結果、決済・保証事業の事業収益は、183億円(前期比13.5%増加)となりました。

個品 割賦事業

■ 事業収益構成比



■ 事業収益



個品割賦事業につきましては、オートローンの取扱高は、新車部門における半導体不足による流通市場への影響等により、前期比横ばいとなっております。また、ショッピングクレジットの取扱高は、リフォームローンにおける部材不足による工事の遅れ等により、前期比減少しております。今後もWeb商品の推進等により、他社との差別化を強化し、取扱高の伸長を図ってまいります。

なお、個品割賦事業の事業収益は、840億円(前期比2.2%増加)となりました。

銀行 保証事業

■ 事業収益構成比



■ 事業収益



銀行保証事業につきましては、保証残高は前期末から減少しておりますが、大手金融機関との提携や顧客ニーズに合わせた住宅関連商品の提供等により、証貸ローンの新規取扱いは回復傾向にあります。

この結果、銀行保証事業の事業収益は、331億円(前期比12.5%減少)となりました。

その他事業

サービス事業につきましては、効率的な回収手法の推進による大口債権の回収件数の増加や、事業性分野への取組等により、前期比増収となりました。この結果、その他事業の事業収益は、87億円(前期比8.5%増加)となりました。

今後とも株主の皆さまのご期待に応えられるよう企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 設備投資等の状況

当期におきまして実施した設備投資の主なものは、お客さま及び加盟店サービス向上を目的としたシステム投資及び事務所用建物に対する投資であります。

(3) 資金調達の状況

当期の借入金は4億円増加し、当期末での借入残高は1兆2,826億円(うち短期借入金956億円、長期借入金1兆1,869億円)となりました。

コマーシャルペーパーにつきましては184億円減少し、期末残高は2,773億円となりました。

なお、債権流動化により調達した資金は1兆3,668億円であります。

また、以下のとおり、社債の発行によって総額450億円を調達いたしました。

発行銘柄	発行日	発行総額	償還期日
第29回国内公募無担保社債	2021年7月21日	100億円	2024年2月21日
第30回国内公募無担保社債	2021年7月21日	100億円	2031年7月18日
第31回国内公募無担保社債	2022年1月20日	50億円	2025年1月20日
第32回国内公募無担保社債	2022年1月20日	200億円	2032年1月20日

(4) 対処すべき課題

当社はこれまで、2022年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期経営方針において、「Innovation for Next Orico」を基本方針に掲げ、6つの基本戦略に基づくアプローチにより、強固な収益体質の再構築と新たなビジネスモデルの創出に向けて取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大等により、策定当初は想定していなかった厳しい経営環境が継続いたしました。基本戦略に基づくアプローチを徹底し、各種取組を進展させ、また、長年の経営課題であったI種優先株式につきましても、その償還を完了いたしました。

一方で、世界的な気候変動問題への危機感による脱炭素社会への移行、Web化・デジタル化の浸透など人々の価値観やライフスタイルは大きく変化しております。この流れは今後も加速して行くことが想定され、企業においては過去にとらわれない柔軟な発想でビジネスを変革していくことがこれまで以上に求められております。

当社は、このような環境変化を捉え、長期目線で社会価値と企業価値の両立をめざす「サステナビリティ」を経営の軸として、10年後のめざす社会・めざす姿、その実現に向けた重要課題(マテリアリティ)からバックカスティングの考え方のもと、2023年3月期を初年度とする中期経営計画を策定いたしました。

3年間のスローガンとして「Transformation Now! “お客さま起点で価値を創造する新時代の金融サービスグループへ”」を掲げ、従来型の信販モデルから発展的に脱却し、①デジタル②グリーン③オープンイノベーションを切り口として、お客さま起点で価値を創造し、社会に貢献し続ける、新時代の金融サービスグループへの変革(=トランスフォーメーション)を通じて、企業価値の向上を実現してまいります。

【連結経営目標】

項目	目標
経常利益	400億円以上
ROE	10%以上
営業収益一般経費率	60%未満

【重点戦略への取組】

◆事業戦略

当社は事業の採算性や成長性を踏まえ、メリハリのある事業展開を図るべく、リスクリターン、コストリターンをベースとした事業ポートフォリオ運営のもとに事業戦略を定めております。

この考え方に基づき、アセットに依存しない非資金性ビジネスである決済・保証事業及びマーケットの成長が見込まれるアジア市場を重点市場として位置づけ、更なる深耕を図ってまいります。

また、多様化する顧客ニーズを的確に捉えるマーケットイン営業を徹底し、デジタルやデータなどの先進技術を活用した新たな体験価値の創出をめざしてまいります。

加えて、これまで取り組んでまいりましたプロセスイノベーションについて、業務のデジタル化や業務プロセス改革を通じて、お客さまの利便性と事業コスト・環境コストの削減に資する取組に昇華させてまいります。

「決済・保証事業」におきましては、市場成長の継続が見込まれる家賃決済保証、広大なマーケットを有する売掛金決済保証などに対して、経営資源を積極的に投下してまいります。その一環としてBtoBソリューション部門を立ち上げ、売掛金決済保証の拡大に注力するとともに、新たな顧客開拓や顧客のニーズに基づく付加価値の高い商品・サービスや適切なソリューションの提供を行ってまいります。

「海外事業」につきましては、更なる拡大が期待できるアジア市場において、推進体制を強化し、オートローンビジネスの事業拡大と併せ、次のステージを見据えた新たなビジネスへの挑戦にも取り組んでまいります。

また、既存事業における重点市場攻略だけでなく、事業ポートフォリオの方向性に基づいて経営資源を適切に配分するとともに、新規事業領域にも投下してまいります。新設のデジタル・マーケティンググループを中核部署として、デジタル技術を梃子に、オープンイノベーションを通じて新たなサービスの創出をめざしてまいります。

◆経営基盤

プライム市場上場企業として高度なコーポレート・ガバナンスを維持、強化するとともに、役職員が社会的規範を重視した行動様式を徹底するためのフレームワークを構築し、当社グループ一体となって推進してまいります。また、人材を「資本」として捉え、社員のエンゲージメントを最大化して、その能力を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上をめざしてまいります。

◆資本政策

「財務健全性、株主還元、資本効率の最適なバランスを実現」することを資本政策の基本方針とし、株主還元につきましては、「安定的・継続的な株主還元を基本とし、連結配当性向30%を目処に配当を実施」することといたします。

当社は、今後も真に社会から存在意義を認められ、常にお客さまに寄り添い、向き合い、ニーズに即した金融サービスを通じて、さまざまな社会課題解決に貢献し続けるイノベティブな先進企業をめざし、更にお客さまの豊かな生活と夢の実現に貢献していくことを通じて、社会価値と企業価値の向上に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本債権回収株式会社	700百万円	100.00%	債権管理回収業
株式会社オリコフォレントインシュア	391百万円	100.00%	家賃決済保証業

(注) 上記重要な子会社を含め連結子会社の数は14社、持分法適用関連会社の数は5社であります。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの主要事業は、カード・融資事業、決済・保証事業、個品割賦事業、銀行保証事業、その他事業であり、その他事業として債権管理回収業や信販周辺の受託業務等、お客さまのニーズに応じた幅広いサービスの提供を行っております。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式	1,825,000,000株
優先株式	140,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	1,718,747,203株 (自己株式7,487株を含む)
------	--------------------------------

(注) 2021年10月29日開催の取締役会決議に基づき、同年11月15日に株式会社みずほ銀行より第一回I種優先株式20,000,000株全てを取得(強制償還)し、同日付で消却いたしましたので、発行済みの優先株式数は0株となっております。

(3) 株主数

普通株式	32,498名
------	---------

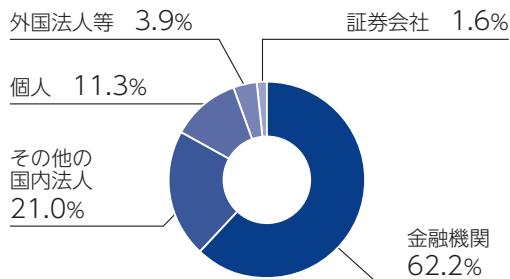
(4) 大株主の状況

普通株式の所有株式数

株主名	持株数	持株比率
株式会社みずほ銀行	836,403千株	48.66%
伊藤忠商事株式会社	284,049千株	16.52%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	117,826千株	6.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	77,413千株	4.50%
中央日本土地建物株式会社	19,175千株	1.11%
東京センチュリー株式会社	15,362千株	0.89%
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	9,367千株	0.54%
森本 博義	7,646千株	0.44%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	7,567千株	0.44%
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	6,824千株	0.39%

(注) 持株比率は自己株式(普通株式7,487株)を控除して計算しております。なお、自己株式には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の導入に際して設定した、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式2,279千株は含まれておりません。

株式の所有者別分布状況 (普通株式)



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (兼)会長執行役員	河野 雅 明	株式会社神戸製鋼所社外取締役(監査等委員)
代表取締役社長 (兼)社長執行役員	飯盛 徹 夫	
代表取締役副社長 (兼)副社長執行役員	松尾 秀 樹	業務統括グループ管掌
代表取締役 (兼)専務執行役員	三宅 幸 宏	コンプライアンスグループ担当
取締役 (兼)専務執行役員	板垣 聡	人事・総務グループ担当
取締役 (兼)常務執行役員	樋口 千 春	業務統括グループ担当
取締役 (兼)常務執行役員	岡田 智 夫	オペレーショングループ担当(兼)プロセスイノベーション室担当
取締役 (兼)常務執行役員	横山 嘉 徳	ビジネスプロモーショングループ担当 (兼)ビジネスプロモーショングループビジネスプロモーション統括部長
取締役	大庫 直 樹	ルートエフ株式会社代表取締役 ルートエフ・データム株式会社代表取締役 株式会社T&Dホールディングス社外取締役
取締役	犬塚 静 衛	公益財団法人渋沢栄一記念財団評議員
取締役	新宮 達 史	伊藤忠商事株式会社常務執行役員
取締役	岡部 俊 胤	株式会社みずほ銀行取締役 安田不動産株式会社社外取締役 日証金信託銀行株式会社社外監査役
取締役	西野 和 美	一橋大学大学院准教授 古河機械金属株式会社社外取締役
常勤監査役	深澤 雄 二	
常勤監査役	小澤 好 正	
常勤監査役	工藤 恭 久	
監査役	櫻井 祐 記	富国生命保険相互会社取締役 専務執行役員 フコクしんらい生命保険株式会社社外取締役
監査役	松井 巖	八重洲総合法律事務所所属弁護士 長瀬産業株式会社社外監査役 東鉄工業株式会社社外監査役 グロープライド株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社電通グループ社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役大庫直樹、犬塚静衛、新宮達史、岡部俊胤及び西野和美の各氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役小澤好正並びに監査役櫻井祐記及び松井巖の各氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役大庫直樹、犬塚静衛及び西野和美並びに監査役松井巖の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 2022年4月1日付で取締役並びに監査役の地位及び担当は、以下のとおり変更となっております。

氏名	変更前	変更後
松尾 秀樹	代表取締役副社長(兼)副社長執行役員 業務統括グループ管掌	代表取締役副社長(兼)副社長執行役員
三宅 幸弘	代表取締役(兼)専務執行役員 コンプライアンスグループ担当	代表取締役(兼)専務執行役員 コンプライアンスグループ管掌
板垣 聡	取締役(兼)専務執行役員 人事・総務グループ担当	取締役(兼)専務執行役員 人事・総務グループ長
樋口 千春	取締役(兼)常務執行役員 業務統括グループ担当	取締役(兼)常務執行役員 オペレーショングループ長(兼)業務統括部担当
岡田 智夫	取締役(兼)常務執行役員 オペレーショングループ担当(兼)プロセスイノベーション室担当	取締役
横山 嘉徳	取締役(兼)常務執行役員 ビジネスプロモーショングループ担当(兼)ビジネスプロモーショングループビジネスプロモーション統括部長	取締役(兼)常務執行役員 ビジネスプロモーション部門長(兼)ビジネスプロモーション部門ビジネスプロモーション統括部長(兼)BtoBソリューション部門長(兼)BtoBソリューション部門BtoB決済保証推進部長
西野 和美	一橋大学大学院准教授 古河機械金属株式会社社外取締役	一橋大学大学院教授 古河機械金属株式会社社外取締役
櫻井 祐記	富国生命保険相互会社取締役 専務執行役員 フコクしんらい生命保険株式会社社外取締役	富国生命保険相互会社取締役 副社長執行役員 フコクしんらい生命保険株式会社社外取締役

5. 2022年4月2日付で取締役の地位は、以下のとおり変更となっております。

氏名	変更前	変更後
岡部 俊胤	株式会社みずほ銀行取締役 安田不動産株式会社社外取締役 日証金信託銀行株式会社社外監査役	安田不動産株式会社社外取締役 日証金信託銀行株式会社社外監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因し保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害等を補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が故意に違法な行為を行った場合や私的な利益などを違法に受けた場合等は補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	316百万円 (40百万円)	255百万円 (40百万円)	32百万円 (-)	28百万円 (-)	13名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	70百万円 (33百万円)	70百万円 (33百万円)	-	-	5名 (3名)
合計 (うち社外役員)	386百万円 (74百万円)	325百万円 (74百万円)	32百万円 (-)	28百万円 (-)	18名 (8名)

- (注) 1. 上記の業績連動報酬の対象となる役員の員数は、取締役8名(社外取締役を除く)となります。
 なお、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の導入が決議され、併せて株式報酬型ストックオプションに関する報酬枠を廃止し、同日以降、取締役に対し、新たにストックオプションの付与は行っておりません。
2. 業績連動報酬として、後記②「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載のとおり、現金報酬及び株式報酬で構成しております。業績連動報酬の額の算定方法は、全社業績及び個人業績により変動するというものであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績並びに個人業績に係る評価に応じて0%~150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。算定の基礎として選定した全社業績に係る指標には、事業の稼ぐ力を端的に表す連結経常利益等を採用しております。なお、当事業年度の連結経常利益等の実績は、後記「連結計算書類」に記載のとおりです。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第59期定時株主総会において、年額480百万円(うち社外取締役分60百万円)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名(うち社外取締役5名)です。
 また、上記報酬限度額のほか、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」として、取締役(社外取締役を除く)に対し、177百万円(3事業年度ごと)を上限とした信託への拠出が決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数(社外取締役を除く)は10名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2010年6月25日開催の第50期定時株主総会において、年額90百万円と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
5. 当社においては、後記②「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載のとおり、取締役会の委任決議に基づき、取締役社長飯盛徹夫が、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、個人別の固定報酬及び業績連動報酬の内容を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門の業績等について評価を行うには取締役社長が適していると判断したためであります。当該権限が取締役社長によって適切に行きわたるよう、後記②「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載のとおり、あらかじめ指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って決定することとしており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額の内容が決定されていることから、取締役会はその内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」という。)を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。当該決定方針の内容は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、中長期的な業績及び企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能するよう、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、業績連動報酬は、現金報酬と株式報酬で構成しております。なお、社外取締役においてはその職責を考慮し、業績連動報酬の支給対象とはせず、固定報酬のみとしております。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬とし、それを与える時期は在任中の月例としております。

ハ. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の業績連動報酬は、現金報酬及び株式報酬で構成し、株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該株式及び株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」としております。業績連動報酬は、全社業績及び個人業績により変動する仕組みであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績並びに個人業績に係る評価に応じて0%~150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。なお、全社業績に係る指標には、連結経常利益等を採用し、計画比及び前年比等を用いて指標に応じた支給率を決定しております。当該指標は、経営目標、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境等を総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしております。業績連動報酬のうち、現金報酬を受ける時期は毎年7月から翌6月までの期間を対象とした直後の翌月とし、株式報酬を受ける時期は原則として取締役の退任時としております。なお、株式報酬を受ける権利は、当社関係諸規程等に対する重大な違反等があった場合、在任期間中に一定の非違行為があった場合等において、取締役会の決定により、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることがあります。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の割合は8：2、業績連動報酬のうち現金報酬及び株式報酬の割合は1：1を目安としております。割合の決定については、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境等を総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容についての決定は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議に基づき取締役社長が委任を受けるものとしております。なお、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役社長は、あらかじめ指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って決定するものとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役大庫直樹氏は、ルートエフ株式会社及びルートエフ・データム株式会社の代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 取締役新宮達史氏は、伊藤忠商事株式会社の常務執行役員であります。なお、伊藤忠商事株式会社は当社の大株主という関係にあります。
- 取締役西野和美氏は、一橋大学大学院の准教授であります。なお、当社と一橋大学との間には特別な関係はありません。
- 監査役櫻井祐記氏は、富国生命保険相互会社の取締役 専務執行役員であります。なお、富国生命保険相互会社は当社の株主であり、当社との間に保険取引及び借入取引等の取引関係があります。
- 監査役松井巖氏は、八重洲総合法律事務所所属の弁護士であります。なお、当社と八重洲総合法律事務所との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役大庫直樹氏は、株式会社T&Dホールディングスの社外取締役であります。なお、当社と株式会社T&Dホールディングスとの間には特別な関係はありません。
- 取締役犬塚静衛氏は、公益財団法人渋沢栄一記念財団の評議員であります。なお、当社と公益財団法人渋沢栄一記念財団との間には特別な関係はありません。
- 取締役岡部俊胤氏は、株式会社みずほ銀行の取締役、安田不動産株式会社の社外取締役及び日証金信託銀行株式会社の社外監査役であります。なお、当社との関係について、株式会社みずほ銀行は当社の筆頭株主という関係にあり、安田不動産株式会社及び日証金信託銀行株式会社との間には特別な関係はありません。
- 取締役西野和美氏は、古河機械金属株式会社の社外取締役であります。なお、当社と古河機械金属株式会社との間には特別な関係はありません。
- 監査役櫻井祐記氏は、フコクしんらい生命保険株式会社の社外取締役であります。なお、当社とフコクしんらい生命保険株式会社との間には特別な関係はありません。
- 監査役松井巖氏は、長瀬産業株式会社及び東鉄工業株式会社の社外監査役並びにグローブライド株式会社及び株式会社電通グループの社外取締役(監査等委員)であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	大庫直樹	13回/13回	—	コンサルタントとしての長年の経験で培った経営判断能力と金融及びマーケティング分野に関する知見に基づき、独立・公正な立場から、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現のため、適宜必要な発言を行っております。コンサルタントとしての見地から経営全般に対し積極的に意見を述べられ、当該取締役に求められる役割を果たしております。
取締役	犬塚静衛	13回/13回	—	伝統ある上場企業の経営トップとしての長年に亘る経験で培った経営判断能力に基づき、独立・公正な立場から、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現のため、適宜必要な発言を行っております。経営者としての見地から経営全般に対し積極的に意見を述べられ、当該取締役に求められる役割を果たしております。

地位	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	新宮達史	12回/13回	—	大手総合商社における業務執行責任者として培った経営判断能力及び経験に基づき、広範な視点から、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現のため、適宜必要な発言を行っております。グローバルに展開する商社の業務執行責任者としての見地から特に海外事業に関する審議について積極的に意見を述べられ、当該取締役役に求められる役割を果たしております。
取締役	岡部俊胤	13回/13回	—	メガバンクにおける業務執行責任者及び経営者として培った知見及び経営判断能力に基づき、広範な視点から、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現のため、適宜必要な発言を行っております。経営者としての見地から経営全般に対し積極的に意見を述べられ、当該取締役役に求められる役割を果たしております。
取締役	西野和美	12回/13回	—	大学院における長年に亘る経営学の調査・研究で培った実績及び企業経営に関する高い見識に基づき、独立・公正な立場から、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現のため、適宜必要な発言を行っております。学者としての見地から特にスタートアップ企業との協業やイノベーション等の分野に関する審議について積極的に意見を述べられ、当該取締役役に求められる役割を果たしております。
常勤監査役	小澤好正	13回/13回	17回/17回	大手総合商社の海外子会社等における財務・経理部門やコンプライアンス部門の責任者として培った多様な知見及び豊富な経験に基づき、客観的な視点から、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を公正に判定するとともに、当社経営の健全性確保のため、有益な助言・提言を行っております。
監査役	櫻井祐記	11回/13回	15回/17回	生命保険会社における財務企画部門の取締役及び業務執行責任者並びに同社グループ会社社長として培った知見及び企業経営経験に基づき、客観的な視点から、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を公正に判定するとともに、当社経営の健全性確保のため、有益な助言・提言を行っております。
監査役	松井巖	13回/13回	17回/17回	法曹界における豊富な経験と高い見識に基づき、独立・公正な立場から、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を公正に判定するとともに、当社経営の健全性確保のため、有益な助言・提言を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日)

(単位：百万円 未満切り捨て)

区分	金額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	218,189
受取手形及び売掛金	216
割賦売掛金	1,211,492
信用保証割賦売掛金	1,281,664
資産流動化受益債権	585,380
短期貸付金	190,221
販売用不動産	2,765
その他	97,438
貸倒引当金	△128,517
流動資産合計	3,458,851
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	21,928
機械装置及び運搬具	67
土地	63,046
リース資産	1,340
その他	1,796
有形固定資産合計	88,179
無形固定資産	
のれん	1,359
その他	108,976
無形固定資産合計	110,335
投資その他の資産	
投資有価証券	17,383
長期貸付金	15,602
従業員に対する長期貸付金	9
退職給付に係る資産	12,868
繰延税金資産	34,921
その他	13,104
投資その他の資産合計	93,890
固定資産合計	292,404
繰延資産	
社債発行費	792
繰延資産合計	792
資産合計	3,752,049

区分	金額
(負債の部)	
流動負債	
支払手形及び買掛金	133,807
信用保証買掛金	1,281,664
短期借入金	95,652
1年内償還予定の社債	40,000
1年内返済予定の長期借入金	433,845
コマーシャル・ペーパー	277,300
リース債務	354
未払法人税等	2,369
賞与引当金	3,886
役員賞与引当金	78
ポイント引当金	1,796
債務保証損失引当金	1,445
割賦利益繰延	62,561
その他	199,025
流動負債合計	2,533,789
固定負債	
社債	205,000
長期借入金	753,106
債権流動化借入金	15,602
リース債務	759
役員退職慰労引当金	25
役員株式給付引当金	229
ポイント引当金	3,387
利息返還損失引当金	16,147
退職給付に係る負債	577
その他	6,587
固定負債合計	1,001,422
負債合計	3,535,211
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	150,069
資本剰余金	926
利益剰余金	53,267
自己株式	△353
株主資本合計	203,909
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	1,854
繰延ヘッジ損益	△193
為替換算調整勘定	430
退職給付に係る調整累計額	8,519
その他の包括利益累計額合計	10,610
新株予約権	20
非支配株主持分	2,296
純資産合計	216,837
負債純資産合計	3,752,049

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円 未満切り捨て)

区 分	金 額	
営業収益		
事業収益		
信販業収益	208,323	
その他の事業収益	6,796	215,120
金融収益		
受取利息及び受取配当金	413	
その他の金融収益	2,325	2,738
その他の営業収益		11,947
営業収益合計		229,806
営業費用		
販売費及び一般管理費		188,563
金融費用		
支払利息	8,831	
その他の金融費用	1,051	9,883
その他の営業費用		2,364
営業費用合計		200,811
営業利益		28,994
経常利益		28,994
特別利益		
有形固定資産売却益	147	
投資有価証券売却益	81	
持分変動利益	333	562
特別損失		
有形固定資産売却損	139	
有形固定資産除却損	42	182
税金等調整前当期純利益		29,375
法人税、住民税及び事業税	2,992	
法人税等調整額	6,833	9,825
当期純利益		19,549
非支配株主に帰属する当期純利益		73
親会社株主に帰属する当期純利益		19,476

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日)

(単位：百万円 未満切り捨て)

区分	金額	区分	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	207,105	支払手形	26,501
割賦売掛金	1,108,393	買掛金	106,640
信用保証割賦売掛金	1,247,061	信用保証買掛金	1,247,061
資産流動化受益債権	585,380	短期借入金	48,096
信用保証信託受益債	7,371	1年内償還予定の社債	40,000
短期貸付金	190,221	1年内返済予定の長期借入金	426,104
関係会社短期貸付金	20,959	コマmercial・ペーパー	277,300
前払費用	2,963	リース債務	338
未収収益	2,835	未払金	9,899
立替金	16,532	未払費用	1,306
その他	48,708	預り金	185,379
貸倒引当金	△120,708	前受収益	1,823
流動資産合計	3,316,824	賞与引当金	3,199
固定資産		役員賞与引当金	78
有形固定資産		ポイント引当金	1,796
建物	19,869	債務保証損失引当金	1,445
構築物	89	割賦利益繰延	48,138
工具、器具及び備品	1,396	その他	200
土地	60,459	流動負債合計	2,425,308
リース資産	1,331	固定負債	
その他	0	社債	205,000
有形固定資産合計	83,146	長期借入金	738,833
無形固定資産		債権流動化借入金	15,602
電話加入権	744	リース債務	717
施設利用権	7	退職給付引当金	14
ソフトウェア	106,119	役員株式給付引当金	229
無形固定資産合計	106,871	ポイント引当金	3,387
投資その他の資産		利息返還損失引当金	16,147
投資有価証券	6,570	長期預り保証金	5,065
関係会社株式	13,283	その他	293
出資金	696	固定負債合計	985,290
長期貸付金	15,602	負債合計	3,410,598
従業員に対する長期貸付金	9	(純資産の部)	
長期前払費用	4,541	株主資本	
前払年金費用	3,089	資本金	150,069
繰延税金資産	33,757	資本剰余金	
敷金	3,567	資本準備金	904
その他	3,636	資本剰余金合計	904
投資その他の資産合計	84,754	利益剰余金	
固定資産合計	274,772	利益準備金	2,682
繰延資産		その他利益剰余金	26,608
社債発行費	792	繰越利益剰余金	29,290
繰延資産合計	792	利益剰余金合計	△339
資産合計	3,592,389	自己株式	
		株主資本合計	179,923
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	1,849
		繰延ヘッジ損益	△3
		評価・換算差額等合計	1,846
		新株予約権	20
		純資産合計	181,790
		負債純資産合計	3,592,389

損益計算書(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円 未満切り捨て)

区 分	金 額	
営業収益		
事業収益		
カード・融資	70,932	
決済・保証	7,284	
個品割賦	78,221	
銀行保証	33,123	
その他	2,037	191,600
金融収益		
受取利息	146	
その他の金融収益	2,687	2,833
その他の営業収益		4,984
営業収益合計		199,418
営業費用		
販売費及び一般管理費		170,239
金融費用		
支払利息	6,478	
社債利息	1,280	
社債発行費償却	232	
その他の金融費用	801	8,792
その他の営業費用		288
営業費用合計		179,321
営業利益		20,097
経常利益		20,097
特別利益		
有形固定資産売却益	147	
投資有価証券売却益	62	
関係会社株式売却益	1,454	
抱合せ株式消滅差益	255	1,919
特別損失		
有形固定資産売却損	139	
有形固定資産除却損	30	170
税引前当期純利益		21,846
法人税、住民税及び事業税	143	
法人税等調整額	6,905	7,049
当期純利益		14,797

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社オリエントコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 暢子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オリエントコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「2. 会計方針の変更に関する注記」「(2)信用保証に関する会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より①信用保証取引の収益計上方法の変更、②信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金に関する会計処理の変更及び③集金保証前渡金に関する会計処理の変更を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社オリエントコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 暢子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オリエントコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「2. 会計方針の変更に関する注記」「(2)信用保証に関する会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当期より①信用保証取引の収益計上方法の変更、②信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金に関する会計処理の変更及び③集金保証前渡金に関する会計処理の変更を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該取締役会決議に基づく内部統制システムの構築及び運用についても、経営環境の変化等に応じ、継続的に見直し、改善が行われており、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社オリエントコーポレーション				監査役会
常勤監査役	深澤	雄二	◎	
常勤監査役	小澤	好正	◎	
常勤監査役	工藤	恭久	◎	
監査役	櫻井	祐記	◎	
監査役	松井	巖	◎	

(注) 常勤監査役小澤好正、監査役櫻井祐記及び監査役松井巖は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。前記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け可能な限り、インターネットまたは書面によって議決権を行使いただくことをご検討ください。



書面(郵送)で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○ ○ ○ ○ 御中

× × × × 年 × 月 × × 日

○○○○○○○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード 見本

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(可成欄)

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第2号・第3号・第6号・第7号・第8号・第9号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第4号・第5号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

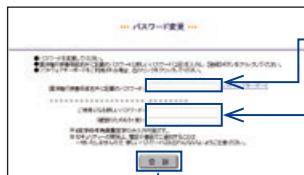
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信のご案内

第62期定時株主総会の映像と音声を、株主の皆さまに限定し、インターネットを通じてライブ配信いたします。事前のお申込みの必要なく、ご自宅等からご覧いただくことができますので、是非ご利用ください。

なお、ご視聴される株主さまは、本総会当日の決議にご参加いただくことはできません。事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。

配信日時

2022年6月24日(金曜日) 午前10時から

視聴方法

1. パソコン
①以下のURLへアクセスしてください。
URL <https://vgm.smart-portal.ne.jp/>
②本定時株主総会招集ご通知に同封の、「第62期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ」に掲載しております「ID」と「Password(パスワード)」を入力後、ログインボタンをクリックしてください。
2. スマートフォン
本定時株主総会招集ご通知に同封の、「第62期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ」に掲載しておりますQRコードをスマートフォンで読み取ることでアクセスできます。

【ご参考】ID・パスワード・QRコードの表示位置

株式会社オリエントコーポレーション 第62期定時株主総会
ライブ配信のお知らせ

本年の定時株主総会は6月24日(金)に開催いたしますが、その模様はインターネットでのライブ配信でもご覧いただけます。ご希望の方は、下記の内容をご一読のうえ、配信サイトにアクセスしてください。

記

1.ライブ配信日時：2022年6月24日(金) 午前10時から
2.ライブ配信の視聴方法：右に従って配信サイトにアクセスしてください。

- ◆ライブ配信サイトでは議決権を行使いただくことはできませんので、株主総会参考書類等をご検討のうえ、2022年6月23日午後5時30分までに、あらかじめ議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。
- ◆ライブ配信サイトでは、株主総会当日の株主さまからのご質問・ご意見・動議をお受けすることはできません。
- ◆ご利用の機器やインターネット回線の状況によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ◆通信料金等は株主さまのご負担となります。

インターネット中継のご視聴方法

- ▶スマートフォンやタブレット端末で視聴する場合
以下のQRコードをカメラアプリまたはバーコードリーダーアプリで読み取っていただきますと、ウェブブラウザが起動し視聴できます。
- ▶パソコンから視聴する場合/QRコードでログインできない場合
以下のURLへアクセスいただき、IDおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックすると視聴できます。

URL <https://vgm.smart-portal.ne.jp/>
ID
Password

株主番号 議決権行使回数 個

第62期事業報告の内容につきましては、下記ウェブサイトにおいて2022年6月22日までに掲載する予定です。

<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>

ご留意事項

- (1) インターネットの手段を用いた株主総会への参加は、法的には株主総会へ「出席」したものととして取り扱われない点、ご承知おきください。
- (2) ご使用のパソコン、スマートフォンのシステムや通信環境等によっては、ライブ配信の画像や音声 が乱れる等、視聴できない等の不具合が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご覧いただく場合の通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- (4) ライブ配信にご参加の株主さまは、株主総会当日、議場での採決に参加して議決権行使を行うことはできませんので、事前に行使いただきますようお願い申し上げます。
- (5) 株主総会当日、総会会場にご来場いただいた株主さまの容姿はライブ配信しないよう配慮いたしますが、やむを得ず映りこむ場合もございます。あらかじめご了承ください。
- (6) ライブ配信映像や音声等をSNS等で公開する行為は固くお断りいたします。
- (7) 万一、何らかの事情によりライブ配信を行わない場合は、当社ウェブサイト (<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>) にてお知らせいたします。

ご覧いただくためのシステム環境について

株主総会当日のライブ配信をご覧いただくためのシステム環境に関するご留意事項を以下のとおりご案内いたします。(ログイン後のトップ画面にて事前にテスト視聴が可能です)

1. パソコン

OS : Windows10

ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Firefoxの最新バージョン、Internet Explorer11*

※ 互換モードでは動作しません

2. スマートフォン・タブレット

① iPhone、iPad

OS : iOS12以上

ブラウザ : Safari、Google Chromeの最新バージョン

② Android (Tablet含む)

OS : Android 7以上

ブラウザ : Google Chromeの最新バージョン

事前質問の受付

本総会に先立ち、株主の皆さまから、インターネットより事前にご質問を受け付けます。前ページの専用サイトにログイン後、画面の案内に従って操作することでご質問をご入力いただけます。

受付期間：2022年6月6日(月)～2022年6月17日(金)

【事前質問に関するご留意事項】

- いただいたご質問は、後日当社ウェブサイトにて回答を掲載する予定です。なお、すべてのご質問に対して回答するものではありません。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明の点は、みずほ信託銀行株式会社 証券代行部までお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00～17:00)

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

(ご参考)

サステナビリティの取組

オリコの森プロジェクト

2020年7月に埼玉県、秩父市と「埼玉県森林(もり)づくり協定」を締結し、秩父市が所有する森林の整備活動(植栽、下刈り、間伐等)を通じた森林の再生を図ることで、温室効果ガス排出削減やエネルギー使用量削減などに取り組んでおります。

社員による森林整備活動として、社員とその家族より寄付された書き損じはがきをイロハモミジの苗木へ交換し、2021年11月に約500本の苗木を植樹いたしました。

森林整備活動については、埼玉県よりCO₂吸収量として認証され、「埼玉県森林CO₂吸収量認証書」を受領いたしました。

2021年度のCO₂吸収量は10.3t-CO₂で、人間の呼吸によるCO₂年間排出量に換算すると、32人分に該当いたします。

本プロジェクトを通じて、今後も長期的に埼玉県の環境保全への貢献をめざすとともに、社員の環境に対する意識の醸成を図ってまいります。



輝き★ふぁーむ

埼玉県さいたま市にある都市型農園『輝き★ふぁーむ』では、ダイバーシティ推進室所属の障がいを持つ社員12名が各々の個性を活かしながら、生き生きと働いており、愛情を込めて大切に育てた野菜は全て無農薬で栽培しております。

収穫した野菜は、子ども食堂やNPO法人を通じて、お子さまのいらっしゃる経済的にお困りのご家庭へ野菜を配布していただいております。

今後も、子ども食堂への寄付等の取組を継続してまいります。



子どもたちが描いた絵が街を走る！

創業60周年事業の一環として、本社別館のある埼玉県ふじみ野市の市民との交流機会や認知拡大を目的に、2014年より地域の子どもたちが描いた絵をデザインとしたラッピングバスを当社社員通勤用として運行しております。

4回目のリニューアルとなる今回は、ふじみ野市の協力により市内の子どもたちに「笑顔」をテーマとした絵を募集し、142人よりご応募いただきラッピングバスのデザインに採用いたしました。

今後も、地方自治体などと連携のうえ、世代を超えた地域の交流機会の拡大など、持続可能な地域づくりへ貢献してまいります。



株主総会会場 ご案内図

会場	東京都千代田区麹町5丁目2番地1 当社本社3階大会議室 電話(03)5877-1111
交通	鉄道 JR四ツ谷駅(麹町口)より徒歩5分 地下鉄 東京メトロ丸ノ内線、南北線四ツ谷駅(赤坂口)より徒歩5分 東京メトロ有楽町線麹町駅(2番出口)より徒歩5分

お願い

当会場には駐車場の用意が
ございませんので、お車で
ご来場はご遠慮くださいま
すよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。